

2023

6 月

No.590

かりや



か

り

や



「初夏の風」 安城市丈山苑

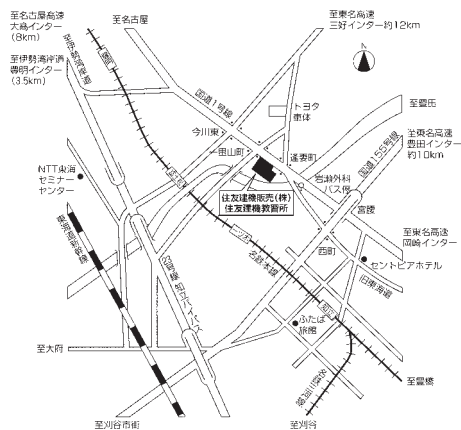
写真提供：渡部 修 氏

も く じ

会長就任のご挨拶.....	1
会長退任のご挨拶.....	2
第 96 回全国安全週間を迎えるにあたって	3
令和 5 年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い）	15
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	16
愛知県の全産業死亡災害.....	16
労働者死傷病報告書受付状況.....	17

監督署だより.....	18
衣浦東部保健所コーナー.....	20
エッセイ 労務屋の昨今.....	21
社会保険労務士が答える企業の労務管理.....	22
会員だより.....	23
お知らせ.....	24

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

[illegible]

インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24時間いつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス **https://www.sumitomokenki.co.jp**

交通機関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km右側です。



〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

会 長 就 任 の ご 挨拶



株式会社ジェイテクト

会長 新家 俊明

この度、刈谷労働基準協会 会長職を仰せつかりました、株式会社ジェイテクトの新家でございます。

就任にあたり一言 ご挨拶を申し上げます。

さて、昨今の私たちの取り巻く状況を振り返りますと、2020年1月に国内で初感染が確認された新型コロナウイルスの感染症も、この5月で第5類となりました。ウクライナ情勢や急激な物価高など、私たちを取り巻く環境は、刻一刻と変化し続けています。また働き方もテレワークの定着や、デジタルトランスメーションの進展、カーボンニュートルの必達など、事業環境や働き方が大きく変動する時期に、会長を就任することになり、その重責を痛感し身が引き締まる思いです。

そうした中、令和4年の刈谷労働基準監督署管内の労働災害は、死傷者数1,566人と前年の604人を大きく上回る結果となりましたが、増加分の殆どはコロナ関連であり、コロナ関連を除くと、493人と前年より減少しています。

改めて新型コロナウイルス感染症の影響を感じます。

愛知労働局の令和5年度 行政運営方針の中で示されている

- (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
- (2) 個人の主体的なキャリア形成の促進
- (3) 安心して挑戦できる労働市場の創造
- (4) 多様な人材の活躍促進
- (5) 多様な選択を力強く支える環境整備
- (6) 安全で健康に働くことができる環境づくり

の実現に向けて、「災害は必ずゼロにできる」との強い信念を持ち、皆さまと共に取り組んでいきたいと思えます。

行政当局をはじめ関係諸団体の皆さまのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

前会長及び理事の方々、各部会、支部でご活躍された会員の皆さまに心から敬意を表しますとともに、引き続き令和5年度もご支援賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、令和5年9月に愛知県で全国産業安全衛生大会が開催されます。皆さまのご協力をお願い申しあげ、就任の挨拶とさせていただきます。

会 長 退 任 の ご 挨拶



株式会社アイシン
前会長 瀬下 睦弘

新緑の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、刈谷労働基準協会 会長退任にあたり一言 ご挨拶を申し上げます。

2021年5月に弊社が会長会社に就任し、何とか2年間の業務を全うすることが出来ました。

途中弊社都合により、津田工業株式会社 小嶋取締役様に会長職へ就任していただき、協会業務を円滑に進めていただいたことに改めて感謝申し上げます。

さて、この2年間は新型コロナウイルス感染症拡大、半導体不足、ウクライナ情勢など社会情勢の変化、燃料・原材料の不足と食料品を含む価格上昇が続いており、ものづくりや暮らしにおいても先行きが不透明な状況が続いております。協会の各種事業も工夫と改善を凝らして運営を進めてきましたが、ようやく正常な状態に戻る兆しが見えてきました。

また、自動車産業はEV化が加速、働き方はAIやチャットGPTの拡充により大きな変革の波に飲み込まれています。そのような時代だからこそ「安全と健康は全てに優先する」を礎として、人や社会に寄り添った心遣いを大切にしていきたいと考えます。

皆様方のご期待ご要望に十分にお応えできたわけではないと思いますが、就任期間中は刈谷労働基準監督署様や理事会社様に諸活動支えていただき、大変ありがとうございました。次期会長をはじめとした新しい役員体制の下、これまで以上に管内で働くすべての方が、安全で健康な職場で安心して働くことができる環境整備に貢献していただけるものと確信しております。末尾ながら、会員事業場様ならびに刈谷労働基準協会様のますますのご発展を祈念して、退任のご挨拶とさせていただきます。

第 96 回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

令和 5 年度の全国安全週間は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」をスローガンに、6 月 1 日～30 日を準備期間として、7 月 1 日～7 日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で 96 回目を迎えます。この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

2022 年度末をもって満了した愛知労働局の第 13 次労働災害防止推進計画期間においては、「危なさ」と向きあおう」をキャッチフレーズに、正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでまいりました。年間の死亡者数については、2021 年は統計開始以来最も少ない 26 人を記録し、2022 年も 37 人と、2 年連続して同期間における目標として設定した 40 人を下回ることとなっていますが、なお多くの尊い命が奪われている状況にあり、引き続き正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでいく必要があると考えております。

先般、今年度より 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定いたしました。同計画を策定するに当たり、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようにすることが課題であると認識したところです。

このため、第 14 次計画においては、「自律」と「ポジティブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポジティブ」な安全衛生管理を、促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと繋げていくこととしています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、「安全経営あいち®」を愛知労働局として商標登録したところであり、賛同事業場制度の運用を進めてまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向けた取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。

- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- 安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。
- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
 - (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した

危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S 活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY (危険予知) 活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 幅員工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記 10 (1) ～10 (3) ④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

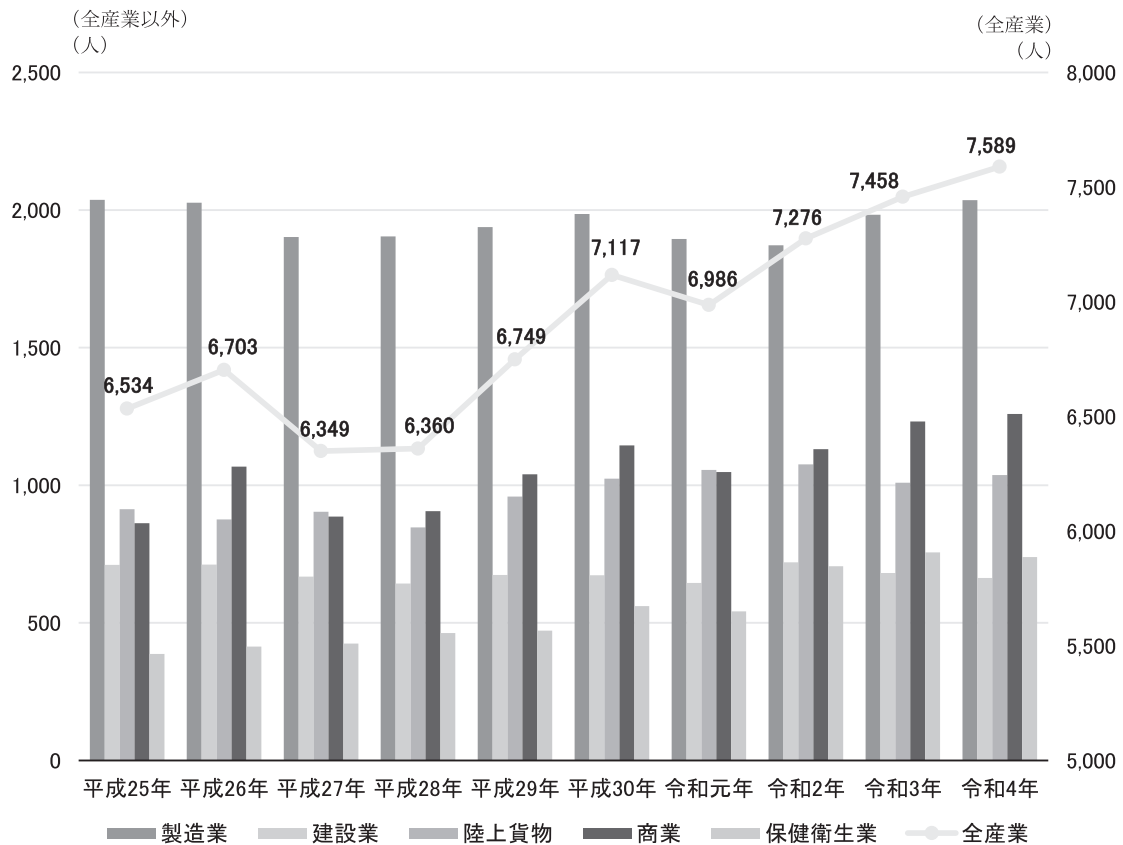
令和 4 年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和 4 年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業 4 日以上、以下同じ。）は 7,589 人で、対前年比 131 人（1.8%）の増加となり、過去 10 年間で最大となっている。

※新型コロナウイルス感染症を除く

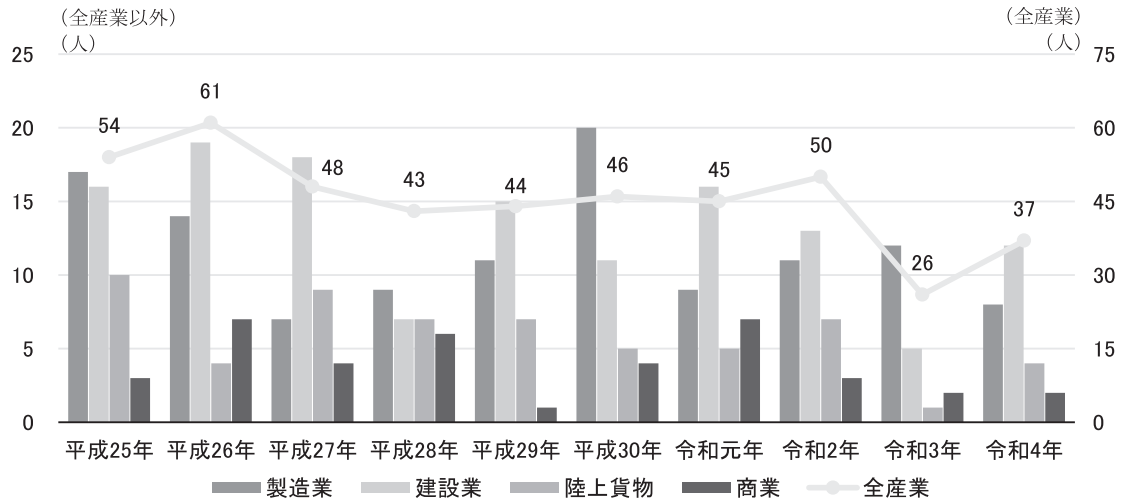


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
製造業	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,872	1,983	2,036
建設業	711	712	668	643	674	673	645	720	681	663
陸上貨物	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,076	1,009	1,037
商業	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,131	1,232	1,259
保健衛生業	387	414	425	463	472	561	542	706	756	739
全産業	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,276	7,458	7,589

単位：人

2 死亡災害の発生状況

令和4年の愛知県内における死亡者数は37人で、対前年比11人の増加となった。



	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
製造業	17	14	7	9	11	20	9	11	12	8
建設業	16	19	18	7	15	11	16	13	5	12
陸上貨物	10	4	9	7	7	5	5	7	1	4
商業	3	7	4	6	1	4	7	3	2	2
全産業	54	61	48	43	44	46	45	50	26	37

単位：人

2-1 死亡災害の概況

令和4年は、令和3年より11人の増加となった。

令和4年の死亡災害について、令和3年と業種別で比較すると、製造業が12人から8人へ減少したが、商業は2人と昨年と同数となり、建設業が5人から12人、陸上貨物運送事業が1人から4人へ増加した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和4年の死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」9人、「交通事故（道路）」7人、「飛来、落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」それぞれ5人であった。

この4つの型で70.3%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和4年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で11人、60歳代以上で15人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で70.3%、60歳以上の高齢労働者で40.5%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

令和4年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が6人、5年以上10年未満が7人、10年以上15年未満が4人、15年以上20年未満が4人、20年以上が14人であった。

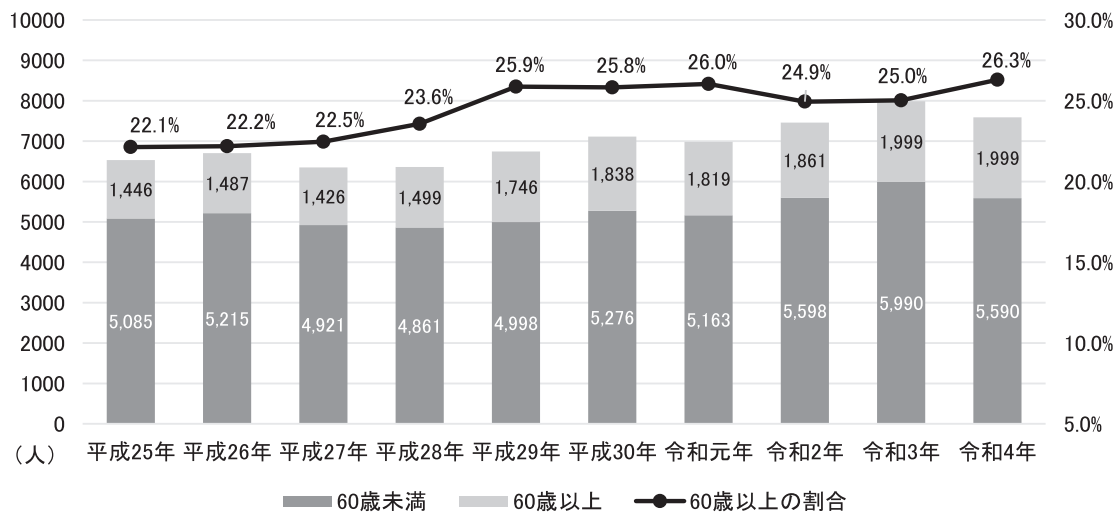
経験年数10年以上が59.4%を占め、経験年数の浅い被災者（5年未満）が50.0%を占めた令和3年の統計とは対照的な結果となった。

3 高齢労働者における労働災害発生状況等

3-1 労働災害発生状況の推移

死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況をみると、令和 4 年は 1,999 件となっており、全体の 26.3%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成 29 年を境に災害発生件数も割合も増加している。

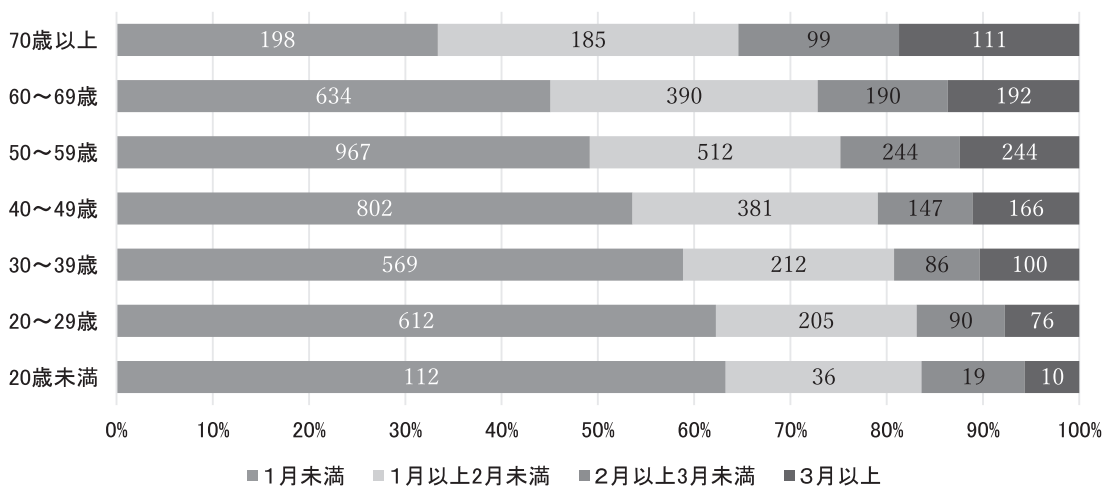
高齢労働者の労働災害発生状況の推移



3-2 年齢別休業期間

令和 4 年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60 歳以上の高齢労働者においては、休業 1 月以上の割合は 58.4%となっている。

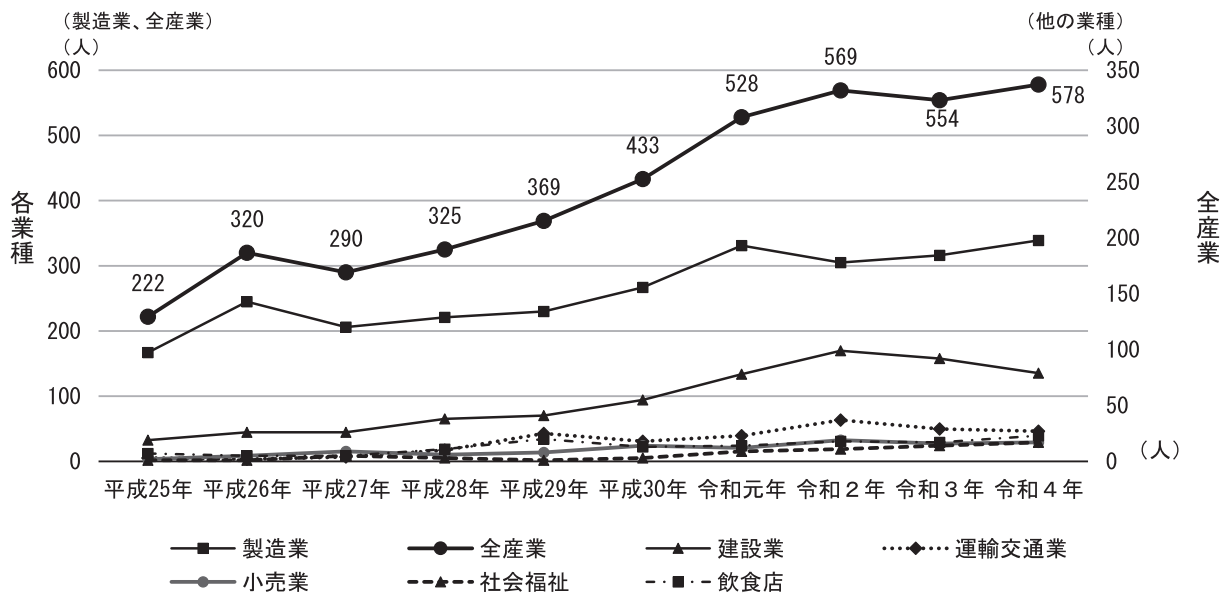
年齢別休業見込み期間の割合(令和4年)



4 外国人労働者における労働災害発生状況等

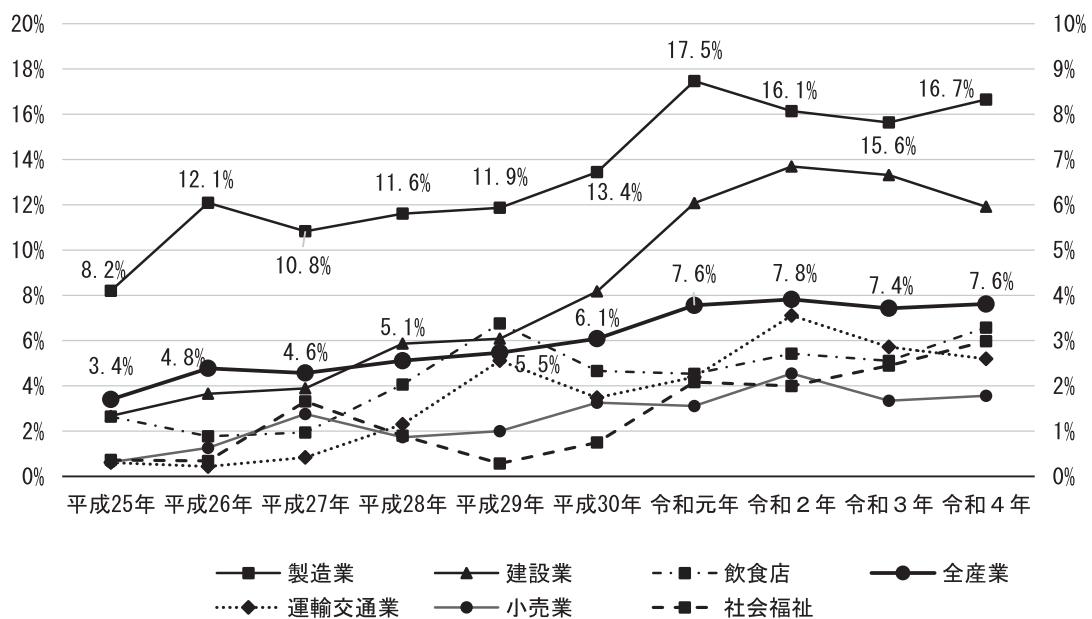
4-1 業種別発生状況の推移

令和4年の外国人労働者の死傷者数（休業4日以上）は578人となっており、平成25年と比べ、356人（160.4%）増加した。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害による死傷者数（休業4日以上）のうち外国人労働者が占める割合は、令和4年では、全体の7.6%（平成25年：3.4%）を占めている。また、製造業では16.7%を占めており、平成25年と比べると8.5ポイント増加した。



（上段、4業種 左軸表示）

（下段、3業種 右軸表示）

新たな化学物質管理について

(令和 4 年 2 月 24 日・5 月 31 日公布／令和 4 年 5 月 31 日等から順次施行)

- 労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。



- 改正規則等は順次施行されています。令和 5 年 4 月より、下記事項等が施行されていますのでご注意ください。

- 労働者のばく露の程度を最小限度にする措置の実施
- 衛生委員会付議事項の追加
- リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存
- 皮膚等障害化学物質への直接接書の防止（努力義務部分）
- 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- 特殊健康診断実施頻度の緩和

- さらに令和 6 年 4 月より、必要な事業場において、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任等が義務化されますのでご注意ください。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html



石綿ばく露防止対策を徹底しましょう

(令和 2 年 7 月 1 日ほか公布 改正・石綿障害予防規則等について)

- 令和 2 年 7 月から、石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の強化等を内容とした、石綿障害予防規則の改正が数次にわたり行われ順次施行されています。主な改正点は下記のとおりです。改正点に十分留意し、石綿ばく露防止対策を徹底しましょう。

- 事前調査の必要範囲の拡大（小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に）
- 事前調査の方法の改正（設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に）
- 事前調査の記録の保存等（所定事項を記録の上、調査終了日から 3 年間保存が必要に）
- 事前調査結果報告の開始（一定規模以上の解体・改修工事は、電子システムによる報告が必要に）
- 建築物・工作物・船舶の事前調査及び分析調査を、知識等を有する者に行わせること

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

- 令和 4 年、愛知労働局管内では、46 件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。パンフレットを参考に、熱中症の根絶を目指しましょう。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html



「危なさと正しく向きあう」から「安全経営あいち®」へ

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。

危なさと正しく向きあう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』（ISO / IEC ガイド 51：2014）と定義されています。これを実現するためには、「リスク」すなわち「危なさ」をひとつとおり調べて層別、整理することが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。愛知労働局では、このように、危なさと正しく向きあうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リスクアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

「リスクアセスメント」による調査の一体化

「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源（ハザード）」と「作業者」の関わりを合理的に調べる手段です。その過程で、作業者がどのような作業をしているかを調べることであります。

職場には、不具合処理の作業など、現実には作業者しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないのですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化できるツールです。

安全経営あいちへ

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできます。安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち」にご賛同ください。

「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、愛知労働局の登録商標です。

- 安全経営あいち：名称（登録番号第 6662349 号）、ロゴ（登録番号第 6662347 号）
- あいち安全経営本舗：名称（登録番号第 6662350 号）、ロゴ（登録番号第 6662348 号）



「危なさと正しく向きあう」
の解説はこちら。



「リスクアセスメント出前講座」
の詳細はこちら。



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。
詳細はこちら。

「あいち安全経営本舗®」とは



愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「安全経営あいち®」の推進に当たり、「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴを使用して参ります。

安全経営あいち 賛同事業場制度 概要

目 的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

なお、過去に「愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。



安全経営あいち®
リスクアセスメント推進プログラム（RASP）の活用を促す
◀ 詳細はこちら。

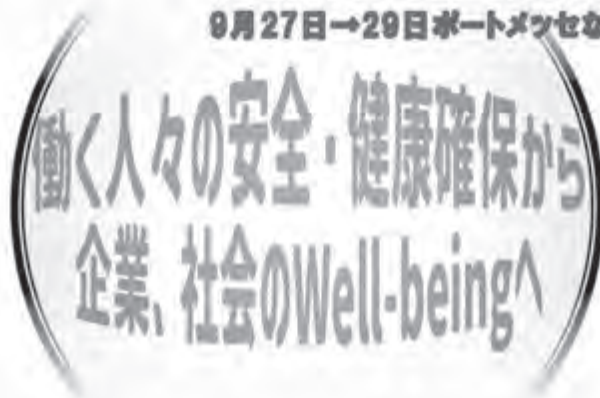


おいでみよう 企業価値向上実例集

緑十字展2023in愛知

【同時開催】第82回全国産業安全衛生大会in愛知

9月27日→29日ポータルメッセージ



■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/ryokujyuj_ten.html

安全経営あいち 推進大会2023

リスクアセスメントを通じて PQCDsME は一つにできる
第2話 出会（つながり）

日時：2024年1月23日（火）13：30～16：00

会場：日本特殊陶業市民会館フォレストホール

名古屋市中区金山一丁目5番1号

参加費：無料

プログラム（予定）

- ・プロローグ
- ・主催者挨拶
- ・基調講演
- ・会場一体型パネルディスカッション
- ・大会宣言
- ・エピローグ

■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2023.html





リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

	集団受講（概ね 10 事業場以上）	WEB 単独受講（1 事業場ごと）
受講要件	- 労働局または労働基準監督署の担当者が会場に出向き、リスクアセスメント等について説明します（講師料不要）。 - 講義内容への質問に担当者が応答します。	- 申込みいただいた事業場に、URL を通知します。リスクアセスメント等についての説明動画を、WEB にてご覧いただけます（料金不要）。 - 講義内容への質問は行えません。
受講準備	- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。 - 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」といいます。）が、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。 - 受講事業場が、概ね 10 事業場以上であることが必要です。また受講事業場は、愛知県内の事業場を中心としてください。	リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。
申込み	- 講座は、非営利目的の開催とし、90 分以上の時間を確保してください。 - 依頼団体において、受講者を収容できる会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。 - 依頼団体において、配布資料を必要部数印刷し、当日、受講者に配布してください。資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。	配信は YouTube で行います。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。 - 受講者を一堂に集めて受講させるか、URL を通知の上、分散して受講させるか等を定め、受講のために必要な手配を行ってください。
	- 開催希望日の 1 か月前までに、依頼団体の事務局を管轄する労働基準監督署あて、①申込書、②受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。署担当者が詳細を調整します。 - 申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Web で配布しているファイルをご使用ください。	- あらかじめ受講日を決めた上で、WEB 申込みを行ってください。後日、URL を通知します。 - URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。

- 様式ダウンロード・WEB 申込み等は、愛知労働局ホームページへお問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



令和5年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い）

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されております。

調査の対象となられました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

5 提出期日及び提出方法

令和2年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、7月31日までに愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送による提出も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

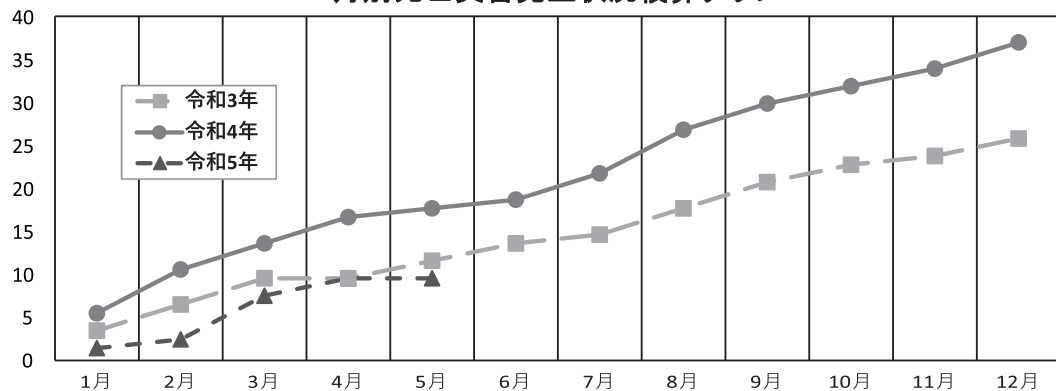
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年5月1日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年暫定値
製 造 業	造 業	3	4	8（2）
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2		1（1）
	金 属 製 品	1	2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1	3
建 設 業	そ の 他			1（1）
	土 木 工 事 業	1	6	12
	建 築 工 事 業	1	2	4
	そ の 他		3	6
陸 上 貨 物 運 送 事 業	卸 売 業		1	2
	小 売 業	2（1）		4
	そ の 他			2（1）
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業		2		
上 記 以 外 の 事 業		1（1）	3（1）	11（4）
合 計		10（2）	14（1）	37（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和5年5月1日現在）

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R5.3.31. 4:00	商業	9名以下	運転者	20代	3年	交通事故 （道路）	乗用車、バス、 バイク	新聞配達のため原付バイクに乗り走行中に、信号のない十字路交差点で左方から来た四輪車と出会い頭に衝突し、転倒したもの。
R5.4.27. 5:00	道路貨物 運送業	10～29名	トラック 運転者			はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	被災者はトラックを運転して畜産業を営む取引先の事業場に飼料を運搬し、タンクへ飼料を投入する作業を行っていたが、5時40分頃、トラックに轢かれた状態で発見された。

刈谷労働基準監督署

※本統計は令和5年4月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。
※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

国内最大の安全衛生イベント 8年ぶりの名古屋開催

総合集会 安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、特別講演を行います。

9月27日(水) **会場** ポートメッセなごや
13:15～17:00 (開場11:30予定) 【アクセス】 新あなみ橋【金城町駅】より徒歩5分【所在地】 愛知県名古屋市長区金城町2丁目

特別講演 「スポーツで未来を創る～ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割～」

東京オリ・パラ競技大会は「楽しさ」や「喜び」などスポーツの持つ様々な価値面を改めて確認できた点となった。今後のスポーツ・レジャー文化にのみならず、発展させていかねばならない。ライフパフォーマンスの向上のためにスポーツが果たす役割を中心にお話した。

スポンサー 京信 **室伏 広治氏**

【プロフィール】2004年アテネオリンピック陸上競走女子マラソン4枚メダリスト。東京都立川出身。東京医科大学教授。東京大学名誉博士。ハラルド・グレンツェン大賞（国際社会功労者）フェリスターなどを歴任。2010年11月引退。

分科会 全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の安全衛生の課題に対応した講演、パネルディスカッション等、多彩なプログラムを予定しています。

9月28日(木)、29日(金) 会場 ポートメッセなどや	
講演 「マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会」	9月28日(木) 13:00～14:00 「愛知労働局が提唱する『安全経営あいち®』」 愛知労働局 労働基準部 安全課長 濱田 勉 氏

講演 9月29日(金) 14:20~15:50
「化学物質の自律的な管理、何から始める？」

「化学物質管理活動分科会」 (株)労働健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 城内 博 氏

労働劇

9月29日(金) 13:00~14:30

「ババハラ防止劇 大事な社員を会社嫌いにさせないために」

脚本・演出 愛知県下各労働基準協会 役目企業担当者・役職員

分科名	日程	分科名	日程
 マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会	9/28、29	 労働制	9/29
 安全管理活動分科会（第1会場）	9/28、29	 安全衛生教育分科会	9/28、29
 安全管理活動分科会（第2会場）	9/28、29	 ゼロ災害動分科会	9/28
 安全管理活動分科会（第3会場）	9/28	 労働衛生管理活動分科会	9/28
 機械・設備等の安全分科会	9/28	 化学物質管理活動分科会	9/29
 DX等分科会	9/29	 メンタルヘルス・健康づくり分科会	9/28、29

-  マスクは必ず着用の上、ご来場ください。
-  検温を徹底の上、会場内通風機を十分に稼働します。
ソーシャルディスタンスに協力ください。
-  会場への入り口等で検温を実施します。
-  来場者へ会場各所に設置し、トイレ等、共有施設の巡回清掃、消毒を徹底します。

© 2015 by the author. Published by Cambridge University Press on behalf of the Cambridge Educational Research Society. This is an Open Access article, distributed under the terms of the Creative Commons Attribution licence (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>), which permits unrestricted re-use, distribution, and reproduction in any medium, provided the original work is properly cited.

参加費 一般 1名 16,500円(税込) / 中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

※上記参加費にて3日間の現地会場へのご入場に加えて、オンライン限定プログラム（現地開催プログラムとは異なる内容）をご視聴いただけます。



今年の夏は平年並み or 平年より高くなるかも? と気象庁HPの季節予報で予想されていました。(令和5年2月21日発表の情報なので、情報が更新されているかも。)

もし、予報どおりとなるのであれば、**熱中症対策を疎かにはできません。**

具体的な熱中症対策を紹介するとページ数が膨大になるため、一部を紹介しますので詳細は愛知労働局HP内にあります、**熱中症特設ページ**をご覧ください。

検索キーワード

愛知労働局 熱中症を防ごう



特設ページへの二次元
バーコードはこちら⇒



この特設ページから、パンフレット**令和5年版 熱中症を防ごう!**のPDFファイルがダウンロードできますので、こちらを参考に熱中症対策をお願いいたします。

熱中症対策について

そもそも、熱中症は**体内の水分と塩分のバランスが崩れること**が原因なのでこのバランスを保ち続けられれば、熱中症の発生確率を下げるができます。

対策ですが、一般的な事務室やエアコン等の空調設備で冷やせる屋内作業場であればエアコン等の稼働で快適空間を維持してください。また、サーキュレーターや扇風機等を併用して室内の空気をかき混ぜるのも有効な手です。

さて、問題は屋外やエアコンの使えない場所(室温を温度を下げるできない作業、天井の高い作業場など)ではどうするか? ですが、サーキュレーターや扇風機等の使用で空気を動かす、スポットクーラーの設置、設備類の使用が難しい場合は、強制的に水分及び塩分の補給を行う時間を定めるといった対応になってきます。

工事現場や高温作業場などでエアコン付き休憩所が設置されている場合は就業時間中はエアコンで室内を冷やしておいて、休憩時や熱中症発症時にすぐに身体を冷やせる状態を確保しておいてください。

エアコンが使えない休憩所であればミストシャワーや冷風扇、冷やしタオル等の**身体を冷やせる環境**を設けてください。

参考情報ですが、冷風扇は気化熱を利用しているため室内の湿度が上昇するので、倉庫等の換気の悪い屋内で使用すると、夕方近くに湿度が高いことが原因で熱中症が発症するおそれがあるので湿度管理も重要です。

後はスポーツドリンクや経口補水液、熱中飴・タブレットの常備も忘れずに。

エアコン設置などの対策には費用もかかりますが、**熱中症が発症した時に発生する3つの無駄(時間・人・金)に比べれば、総合的には安いものだと思いますか?**

飲み物に関する注意事項ですが、コーヒー、お茶などの**利尿作用のある飲み物は非推奨**です。頻繁にトイレに行くことになるので水分不足化が進みます。

もちろん、出した分をしっかりと補給していればバランスは崩れませんが。

非常に大事なことですが、**強制的な水分・塩分補給タイム**の設定です。

人によっては「まだ大丈夫」とか、「喉乾いてないから」と言って補給や休憩を取らない人が一定数いるので、WBGT値(暑さ指数)を参考に休憩時間を設定し、作業者全員に水分・塩分補給と休憩を取らせてください。**どうしても休憩できない時は、水分・塩分の補給だけは必ず行ってください。**

判断を個人の裁量に任せるのは、**組織的な管理**とは言い難いですよね。



リスクアセスメント – 熱中症編 –

さて、対策も大事ですが、対策を行うには時間やお金など色々なコストが発生します。
当然ですが、これらは無制限に使用できるものではないので、可能な限りこれらのコストは抑えたいものです。

そこで、リスクアセスメントにより、**熱中症発症時に重篤な症状となりやすい場所を特定**することで、**優先的にコストをかける場所を調査**しましょう。

また、今回、取扱うのは温度なので、寒い場所での作業にも応用できます。



暑い場所って、日影の無い屋外とかエアコンでフォローできない倉庫とかの暑くなりそうな場所を探せばいいんでしょ？と思われるでしょうが、**危なさ**と**向き合う愛知**としましては**客観的な視点**は外せません。

じゃあ、客観的に探すにはどうやればいいの？となりますが、**答えは簡単で数値で示せばよい**、つまり、**〇〇℃以上になる場所を探して**と指示できればOKとなります。

となると、何℃を目安とすればいいの？との問いがでます。

人は体温が42℃以上になるとタンパク質が壊れ始めると言われており、**壊れたタンパク質は元には戻りません。**

熱中症パンフレットに記載されている、重症度Ⅲの症状にある「臓器障害や血液凝固異常」はこれが要因の一つと思われます。

ということは、「気温が42℃以上となる場所を探せばいいんだ」となりそうですが、熱中症は気温以外にも湿度、日射・輻射などの周辺の暑熱環境と押さえるポイントがいくつかあるので、パンフレットで紹介している**WBGT値（暑さ指数）**を活用します。

パンフレットに「身体作業強度等に応じたWBGT基準値」が区分0～4の5つに分けて示されているのでこれを活用します。

今回は区分1低代謝率（暑熱非順化者）の値である29℃を採用して説明します。

なお、区分1は軽作業ならOKレベルです。

WBGT値の測定機器を持っている場合は測定機器で各現場を測定すればOKですが、持っていない場合は気温に置き換えて温度計で測定することになります。

では、WBGT値29℃を気温に置き換えてみましょう。

「環境省熱中症予防サイト」の情報を活用すると、WBGT値29℃は厳重警戒（WBGT値28～31℃）の区分に該当し、参考気温は31～35℃となっています。

なので、**安全側**を採用して気温31℃以上となる場所を**重症度の高い熱中症が発生しやすい場所**と定めることで、調査すべきハイリスクな作業場所の定義ができます。

後は、対策不要のローリスクとなる気温を設定すればミドルリスクの範囲も自動的に決まるので、後は現地で気温を測定するだけでリスクレベルの振り分けができます。

今回は、説明用に区分1を採用しましたが、**気温の設定に正解は無く**、設備自体が熱を発しているなど作業環境の影響や作業者個人が持っている特性（暑さに対する耐性、持病とか）等の考慮すべきポイントは多岐に渡るため、一様に線引きすることはできないので、自社の状況を総合的に分析して、**事業場ごとに調査すべき気温の設定を行ってください。**

また、この様に数値化することで**個人の主観を排除し客観的な調査ができるため**、担当者が変わるとやり方が変わるといった悪しき習慣を無くせるメリットがあります。

大事なことですが、**ハイリスクな作業場所＝即作業中止ではありません。**

この調査は、**重度の熱中症になる確率が高い場所を調査・把握することが目的**です。

作業中止の判断自体は調査結果に応じた対策の検討時に行ってください。

最後に**熱中症は発症時の初期対応が極めて重要**なので、作業者には初期症状や初期治療の方法といった熱中症に関する教育も忘れずに実施してください。



今月は、健康づくりリーダー に関するお知らせです



西三河地区の
事業所さま

職場の 健康づくりを お手伝い！



お悩みチェックリスト

- ☐ 従業員の健康づくりをすすめたい
- ☐ 職場でできる簡単な運動を知りたい
- ☐ 体力測定やイベントをしたい

一つでも✓が付いたら…

健康づくり リーダーを 派遣します。

☑ 健康づくりリーダーは地域での健康づくりの普及・啓発などを行うボランティアです。
(西三河地区に約500名が活動しています！)

こんなことができます！



活用事例と実際の声

- 始業時にラジオ体操を実施（尾張地区 某企業）
リーダーさんがいることでダラダラと行わず、しっかりと体操ができ、よかった。
- 健康チェックのため、体力測定を実施（三河地区 某工場）
就業時間内にスムーズに行うことができ、自分の体力を楽しく知ることができた。

職場の皆さんの健康を 一緒につくりませんか？



まずは
お問い合わせ
ください

あいち健康プラザ健康開発部 指導者養成課

0562-82-0217

fax : 0562-82-0228 mail : yousei@grp.ahv.pref.aichi.jp

日本と世界の周辺労働事情等 保守系読売・日経における（マスコミ報道）

○国際情勢（以下敬称略）

独裁国家 ロシア、中国（北朝鮮） 令 4.11.6 読売

軍事大国 中国（習近平 令 4.11.22 読売）

（プーチン 令 4.11.6 読売 独裁いさめる者なし）

ロシア、ウクライナ侵略1年3ヶ月余。独裁制度・定年制度無視、いさめる者なし

○日米首脳会談

一体化した安保戦略重要 佐々江賢一郎（元外務省） 令 5.1.15 読売

抑止力向上へ大きな意義 前・統合幕僚長 抑止力 河野克俊

NATOと連携強化急務 米ジョンズホプキンス大学 ケント・カルダー所長

一体化した安保戦略重要 日本国際問題研究所 前 佐々江賢一郎

○日中国交正常化50年 令 4.7.30 読売

01年「靖国」「反日」相互に不信

日本警戒強化一途 令 4.7.30 読売

08年～尖閣 常ににらみ合い

現在宙に浮いた習氏 来日

米との摩擦

台湾統一悲願

○日米同盟を「現代化」 令 5.1.15 読売

米、防衛費増など支持

○中国経済回復 不安も 令 5.1.18 日経

10～12日成長、2.9%に失速

○日独、経済安保で協力 令 5.3.19 読売

人口減少 統一選争点 大いに深刻だ65% 多少深刻だ26%

首長9割が「深刻」 令 5.3.19 読売

出生数81万人 令 4.6.10 読売

○建前と偽善の米国左派 令 4.12.21 日経

少子化対策 給付拡充の死角

○女性の逸失所得防止が本筋 令 5.3.27 日経

少子化対策の視点 出生数と合計特殊出生率

合計数と合計特殊出生率 右肩下がり200万人→100万人割

○日本の賃金「時給」は増加 令 5.3.26 日経

時給ベースでは賃金上昇120%・100として指数化 時間あたり名目で12%アップ

雇用の増加と裏腹に働く時給は減少

○地域の課題 舌戦 令 5.3.24 読売

知事選告示 北海道 新人野党勢力結集

○首相演説会場 悲鳴と怒号 令 5.4.16 読売

木村容疑者 地元の市政報告会参加

岸田首相も4月15日に木村容疑者の襲撃を受けるも実害は少ない。

○核・廃絶シンポ開催 令 5.4.16 読売

中国の戦力拡大警鐘 令 5.4.16 読売

○トヨタ「成長株」転換めざす 令 5.1.28 日経

脱「車屋」へ変革急務

民主主義国家体制の言論自由を理解しない、未熟な人々が要人襲撃を続ければ、
日本の現代は言論の不自由国家となり、言論の自由は失われる！

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

青山 晋



外国人技能実習制度と 特定技能制度について

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、本稿では外国人の技能実習制度と特定技能制度について簡単に紹介したいと思います。

これらはどちらも外国人と雇用契約を結び、自社で仕事をしてもらうことに変わりはないのですが、両者の制度の目的は大きく異なります。

■「人づくり」目的の技能実習制度

まずは技能実習制度ですが、こちらは開発途上国等の人材を一定期間企業で受け入れ、日本で開発され培われた産業上の技能・技術・知識についてOJTを中心として修得させるという、「人づくり」を目的として設けられました。技能実習法でも「技能実

習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」との基本理念が規定されており、人手不足の対応策として受け入れることは制度の趣旨に反するのですが、実態としてその様な一面があることは否めません。

技能実習生の受け入れ方法は大半が団体監理型と言われるもので、監理団体を経由して求人募集し、選考を行います。そして、技能実習生ごとに技能実習計画の認定を受けた後、その計画に沿った形で、企業で実習を行います。技能実習は、1号（1年以内）から始まり、試験に合格すること、2号（2年以内）、3号（2年以内）と継続することができます。2号以降は、実施できる対象職種が限られています。幅広い職種で認

められています。

現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設が検討されています。

■即戦力となる外国人を受け入れる特定技能制度

一方、特定技能制度ですが、こちらは技能・技術・知識の



修得を目的とした技能実習とは異なり、少子高齢化等により深刻化する労働力不足に対応するため、即戦力となる外国人を受け入れる制度となっており、14の産業分野において認められています。在留資格には特定技能1号と特定技能2号があり、前者は通算で上限5年まで在留期間が与

えられます。後者は、認定される業種が2分野のみに限定されているものの、認定されれば在留期間更新の上限がなく、家族の帯同も認められており、日本で働き続けることができます。

特定技能1号に認定されるためには、原則として日本語

試験と就労を希望する職種の特定技能試験の合格が要件とされていますが、技能実習2号を良好に修了した実習生については、修得した職種・作業と関連性がある」と認められれば、当該試験が免除され、引き続き特定技能1号の在留資格を得ることが出来ます。

さて、上記両制度については、制度の目的は異なるものの、労働・社会保険関係法規は日本人と同等に適用されることとなっており、差別的取り扱いには当然許されません。にもかかわらず、特に技能実習制度に関しては、制度を悪用した受け入れ企業の法令違

反や、労働・生活環境の劣悪さなどについて度々メディア等で取り上げられています。具体的には、賃金の不払い、過重労働、安全基準違反、パワハラ・マタハラなどの人権侵害等、様々あります。これにより、制度についてマイナスのイメージを持たれている方もいらっしゃると思いますが、これらの問題は制度を利用している企業に限ったものでなく、残念ながら日本の企業全体で起こっている労働問題と相違ありません。一部のブラック企業のために負の側面が強調されがちですが、制度趣旨にのっとって真面目に取り組み、良好な労使関係を築けている企業も多くあります。確かに両制度とも、今後改善していくべき点が多々あることは事実ですが、プラスの面にも目を向けていただき、制度を正しく理解していただければと思います。

（青山労務管理事務所所長
特定社会保険労務士、ホワイ
ト企業推進社会保険労務士協
議会会員）

イラスト・伊藤香澄

会員だより

高浜支部

《企業概要》

名 称：株式会社おとうふ工房いしかわ

所 在 地：愛知県高浜市豊田町 1 丁目 204-21

電 話：0566-54-0334

創 業：1991 年（平成 3 年）

資 本 金：9,900 万円

代 表 者：代表取締役 石川 伸

従 業 員：500 人

事業内容 豆腐をはじめとする大豆加工品のパン、

ドーナツ、スイーツの製造販売、飲食店経営

関係会社：株式会社 八里屋

安城デンビール株式会社

会社 HP：<https://otoufu.co.jp>



《企業紹介》

1991 年 おとうふ工房いしかわ設立

1996 年 小垣江工場 完成

1999 年 高浜第一工場（豆腐・揚げ・湯葉）完成
本社移転

2002 年 パン工房建設、大まめ蔵開業

2004 年 第二工場（豆乳・充填豆腐・湯葉）完成

2005 年 東浦工場（デザート）完成

2012 年 第三工場（惣菜・ドーナツ）完成

2013 年 クラフトビール工場 M&A

2016 年 第四工場（豆腐・生揚げ・豆干）完成

2018 年 (株)八里屋 M&A



企業理念

日本の農業を応援したい

地球の環境を守りたい

昔からの味わいを大切にし、さらにそれを創造します

地域の皆さんに愛されたい



《概要》

「自分の子どもに食べさせたい豆腐を作ろう」

そんな想いで平成 3 年に設立されたのがおとうふ工房いしかわです。

それは国産大豆とにがり寄せにこだわることから始まりました。

豆腐やおからを素材に使ってお菓子、パン、デザートと商品ラインナップを増やしました。

豆腐のカジュアルレストランをはじめ移動販売、通販や BtoC の新たなスタイルを作りました。

「いつも食卓の中心にお豆腐がある風景」を作り、日本中の子ども達に喜んでもらえる商品とサービスを模索し続けます。

いつもの美味しいいしかわのおとうふを目指して。

お知らせ

2023年度 精励賞・特別精励賞について

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象外としてきましたが、本年度より、精励賞の対象とします。また、特別精励賞については2019年からの引き続きとなりますのでご了承ください。

協会創立 50 周年記念行事について

1974年4月9日に刈谷労働基準協会法人が創立して以来、2024年に創立50年を迎えます。この節目の年を迎えるにあたり、以下の記念行事を実施します。

- (1) 表彰状授与及び感謝状贈呈
- (2) 記念誌の発行
- (3) 記念式典の実施

「表彰状授与及び感謝状贈呈」においては、以下の通りです。

- ① 地方労働行政関係功労者表彰及び感謝状贈呈
 - ② 刈谷労働基準協会事業運営功労者に対する監督署長及び協会長感謝状贈呈
- 上記①②に該当する推薦候補者がいましたら、6月20日までにご連絡下さい。

協会の審査委員会にて審査の上推薦者を決定致します。

(詳しくは協会までお問い合わせください)

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	乾燥設備作業主任者	7月3日	7月4日	ポ ー ラ ビ ル		13,450 円
	は い 作 業 主 任 者	7月5・6日		ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
	鉛 作 業 主 任 者	7月18・19日		ポ ー ラ ビ ル		13,170 円
その他	石綿使用建築物等解体等業務	7月18日		ポ ー ラ ビ ル		8,200 円
	局 排 検 査 者	7月18・19日	20日 or 21日	ポ ー ラ ビ ル		63,000 円
	マスクフィットテスト実施者	7月31日		名古屋市公会堂		26,080 円

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日 程	会 場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	7月24日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円

2023 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 7月7日 (実) 7月8・9・15日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
	プレス機械作業主任者	8月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	7月6・7日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		8月22・23日			
	有機溶剤作業主任者	7月12・13日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		8月7・8日			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	7月19・20・21日	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円	
	石綿作業主任者	7月10・11日	あいち産業科学技術総合センター	13,321 円	
8月9・10日					
特 別 教 育	一般建築物石綿含有建材調査者講習	7月24・25日	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,181円
		8月30・31日			
	機械研削といし	7月27・28日	あいち産業科学技術総合センター	13,750 円	17,050 円
	アーク溶接	8月24・25・26日	あいち産業科学技術総合センター	23,210 円	26,510 円
	粉 じ ん	8月28日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低 圧 電 気 (実技7H含む)	(学) 7月25日 (実) 7月26日	刈谷商工会議所	17,050 円	20,350 円
		(学) 8月29日 (実) 8月30日			
	フルハーネス型墜落制止用器具	7月14日	あいち産業科学技術総合センター	9,570 円	12,870 円
産業用ロボット	(学) 7月3・4日 (実) 7月10日 or 7月17日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円	38,280 円	
	(学) 8月23・24日 (実) 8月25日 (満席) or 8月26日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター			
そ の 他 の 教 育	安全管理者選任時	7月27・28日	刈谷商工会議所	18,150 円	21,450 円
	職長教育（製造業）	7月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
	職長・安全衛生責任者教育（建設業）	7月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	18,150 円	21,450 円
	フォークリフト運転業務従事者	7月18日	あいち産業科学技術総合センター	8,635 円	11,935 円
	衛生管理者受験準備勉強会	8月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円

※ 2023.4 より、昼食の手配はございません。各自ご準備いただきますのでご注意ください。

安 全 緑 十 字

年
 月

			1	2	3		
			4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
			28	29	30		
			31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地 ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011



メッシュハーネスは特許取得商品です



背面メッシュ付フルハーネス

MHF-790

●メッシュハーネスベストセラー
簡単装着と確実な安全性



腿ベルト水平タイプ

MHS-F11H

●建設業界に大人気の
腿水平タイプが登場



3M社コラボレーションモデル

MHT-1

●可動式胸ベルトで体格に
合わせて高さを調整可能



女性用メッシュハーネス

MHS-MWJ2

●人気モデルMWJシリーズが
ついにフルモデルチェンジ



安全衛生保護具サイト
www.midori-sh.jp



安全衛生用品通販サイト
midori-anzen.com



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

☎ 052-602-4747

FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

●単行本

年度版 **安衛法便覧**

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/16,500円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F

TEL 052(211) 2073

か
り
や

六
月
号

二〇二三年六月発行
通巻五九〇号

印編 一 発
刷集 般 社
所人 団 行
所 法 所

(株)刈谷市労働基準協会
刈谷市高松町一丁目二九番地
刈谷市労働基準協会 電話 〇五二六八二一八五三
刈谷市幸町二丁目二番地
定価 一五〇円